

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル
運営等事業

需要変動に基づく調整

令和 5 年 11 月

(令和 5 年 12 月 6 日更新)

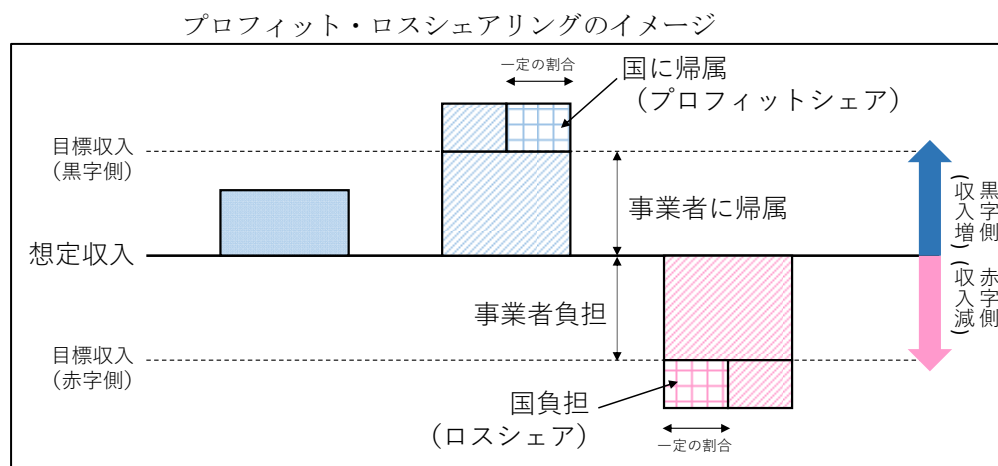
国土交通省 中部地方整備局

需要変動に基づく調整

1. 基本的な考え方

事業者は、各年度の利便施設の運営により得た収入が、国と合意した各年度の目標収入（以下「目標収入」という。）を上回る場合に、一定の範囲内であれば事業者に帰属、それを超える部分については一定の割合等を定めて国に帰属させるものとする（以下「プロフィットシェア」という。）。

また、目標収入を下回る場合についても、一定の範囲内であれば事業者の負担、それを超える部分については一定の割合等を定めて国が負担するものとする（以下「ロスシェア」という。）。



2. 導入のタイミングと条件

プロフィットシェア及びロスシェアは、本契約締結後5年以内に、利便施設の運営状況を踏まえ、国と事業者と協議を行い、導入を検討するものとする。

導入条件については、下記に示す考え方（想定収入の設定、閾値・シェア率の設定）を原則とし、詳細は国と事業者とで協議を行い決定する。

3. 想定収入の設定

プロフィットシェア及びロスシェアの対象は、利便施設の運営により得た収入とし、プロフィットシェア及びロスシェアの基準となる想定収入を設定するものとする。事業者提案による想定収入を基に、開業後の実績を踏まえ、国と事業者の協議により、プロフィットシェア及びロスシェアにおける想定収入の設定を行うものとする。

4. 閾値・シェア率の設定

1) 閾値

プロフィットシェア及びロスシェア導入以降の利便施設の運営により得た収入の合計額（年額）が、国と事業者の協議により定めた想定収入と比較して、15%を目安とし、それを超えて増加した場合にプロフィットシェアを、15%を目安とし、それを超えて減少した場合にロスシェアを、それぞれ適用する。なお、閾値については、必要に応じて国と事業者が協議を行うものとする。

2) シェア率

①プロフィットシェアの場合

利便施設の運営により得た収入の増加分のうち上限閾値（目標収入（黒字側））を超える部分について、当該賃料収入の 50%を目安として国の帰属となり、事業者は国に対して当該収入増加分を支払うものとする。

②ロスシェアの場合

利便施設の運営により得た収入の減少分のうち下限閾値（目標収入（赤字側））を超過する部分について、当該賃料減少分の 50%を目安として国の負担となり、国は事業者に対して当該収入減少相当額を支払うものとする。

③シェア率の設定

シェア率については、必要に応じて国と事業者が協議を行うものとする。

5. 導入後の条件の見直し協議

プロフィットシェア及びロスシェア導入後、概ね5年毎を目途に、利便施設の運営状況を踏まえ、想定収入、または閾値の見直しについて、国と事業者とで協議を行うことができるものとする。

以 上